

訂正のお知らせとお詫び

本書の内容で、以下の部分について誤りがございました。
ここに訂正してお詫び申し上げます。

『2008年度版 電車でのおぼえる税理士 重要ポイント 相続税法』 2007年12月1日 初版第1刷発行

訂正箇所		誤	正
P. 20	上から5行目	2 趣 旨	2 内 容
P. 32	上から13行目	…その信託の受託者等から贈与（その受託者等の…	…その信託の受益者等から贈与（その受益者等の…
P. 61	上から3行目	…である場合（次の(1)から(2)に掲げる場合を除く。）	…である場合（上記(1)から(3)に掲げる場合を除く。）
P. 62	下から5行目	…がなかったものとした場合における相続人をい	…がなかったものとした場合における相続人をいう。
P. 67	下から1行目	山林である選択特定事業用資産…… $\frac{90}{100}$	山林である選択特定事業用資産…… $\frac{95}{100}$
P. 97	上から4行目	2の場合該当する場合には、その年におけるその特定受贈者のその特定同族株式等の贈与を取得した者（以下3に…	2の場合に該当する場合には、その年におけるその特定受贈者のその特定同族株式等の贈与をした者（以下3に…
"	上から10行目	…受けた場合の特例又2の場合を含む。）	…受けた場合の特例又は2の場合を含む。）
P. 103	上から10行目	又は仮装すること <u>う</u> いう。	又は仮装すること <u>を</u> いう。
P. 153	下から9行目	② 2(3)④の規定 <u>を</u> 適用を受けようと…	② 2(3)④の規定 <u>の</u> 適用を受けようと…
P. 198	上から6行目	保険金受取人以外の者が <u>取得</u> した保険料の金額	保険金受取人以外の者が <u>負担</u> した保険料の金額

ISBN978-4-8125-3010-8 C3034 Y1800E DAI-X出版